Association of Disability Sciences, Japan

障害科学研究, 32, 21－34, 2008

原　著

20世紀初頭米国クリーブランド公立学校における問題行動から学業不振・精神薄弱への分化過程

中村　満紀男

20世紀初頭、公立学校が確立する過程で行動や心身において逸脱した生徒への対応が学業不振や精神薄弱へと分化していく過程について、アメリカ合衆国クリーブランド教育委員会の意図と政策に基づいて検討した。最初の対応策として非行児の特殊学校を創設することによって、教育委員会は、就学義務の実効化、非行生徒の社会的脅威の防止、アメリカ社会への同化を意図した。1910年代初めになると、非行の原因として精神薄弱が着目されるとともに、知能検査によって学業不振の原因として精神薄弱が同定された。こうして、非行と学業不振は、知能検査の導入により精神薄弱において交差することになった。しかしこの知見は、教育的ニーズに対応した教育的措置には必ずしも結びつかなかったが、この背景には、学齢者の急増による教育環境の悪化等もあった。

キー・ワード：精神薄弱　非行　クリーブランド公立学校　知能検査　20世紀初頭

1．問題意識と本論文の目的

(1) 障害児教育の現状に関する問題意識

今日、国際的な潮流となっているインクルーシブ教育では、障害のある子どもに対して通常教育の場を中心としながら、彼らの特別な教育的ニーズに対応した適切な教育をどのように設定したらよいかが基本的な課題となっている。それに対する確たる解答はまだ示されてはおらず、現在の段階では、障害の種類や程度をはじめ、教育的ニーズの充足の方法や教育の最終的なゴールに関する考え方等によって、さまざまな解答が事例的に提示されている状況にある。今後、障害児教育の目ざすべき方向がインクルーシブ教育であることは、共生社会という理念、教育サービスを受ける当事者の希望、経費問題等の観点からして明瞭であるが、その方向性の具体化は今後の課題となっている。

近年の特殊教育からインクルーシブ教育への転換に際して浮かび上がった重要な論点は、通常教育やピアそしてコミュニティや親との関係、教育経費問題、スティグマ等であった。インクルーシブ教育(論)は、これらの要素から特殊教育を否定的に評価するうえに成立しているのであるが、インクルーシブ教育が障害生徒を通常教育から排除する機能を果たしたとして厳しい批判を加えてきた主な標的は、コミュニティに設置され、障害のない子どもと時空的に共在した公立学校特殊学級に対してであった。一方で現代の英米等の先進国では、公立学校への障害のある就学者数が寄宿制障害児学校へのそれを大幅に上回っているが、公立学校通常学級におけるフル・インクルージョン的対応が障害児にとって現実に必ずしも有益でないとの知見もある。

(2) アメリカ合衆国特殊学級史研究の意義

このようなインクルーシブ教育論の問題点は、その理念を実現する方法が過度に単純化されている点にあるが、その問題の源の一つは歴

筑波大学大学院人間総合科学研究科

NII-Electronic Library Service

Association of Disability Sciences, Japan

史的洞察の軽視であり（中村・岡, 2005, p.19, 24-25, 29）、特殊教育に対する否定にある。このような状況に対して、従来のアメリカ特殊学級史研究は、必ずしも十分に対応できていなかった。それは、特殊学級設置の前段階である行動と心身状態の逸脱に対する対応から、障害に対する主な対応である特殊学級の設置とその展開まで、公立学校のもつ逸脱の受容と排除の両義的な機能に着目して、公立学校内に設置された特殊学級が果たしてきた歴史的役割を検討してこなかったからである。上記のインクルーシブ教育への転換において浮上した、インクルージョニストが提起した前述の諸論点は、特殊学級が成立し、存続し、変容した過程で生じた論点であることを想起すれば、特殊学級の発端と展開に関する検討は、特殊学級史研究においてもインクルーシブ教育への連続・不連続を分析するうえでも、不可欠な研究課題であると思われる。[1] それゆえ、公立学校における障害児への主要な対応方法であった特殊学級の教育的位置の歴史的究明は、現代の障害児の教育に対しても重要な示唆を与えてくれると思われる。

アメリカ合衆国の都市公立学校に開設された通学制の特殊学級（day special class. 以下、通学制の特殊学校［day special school］を含む）は、19世紀末以降、各州で就学義務が実効化されるにしたがい、都市の公立学校制度内に設置されるようになる。ほとんどすべての子どもが公立学校に通学するようになる段階において、学業や行動が一定基準から見て何らかの逸脱を示す生徒が多数現れるようになり、公立学校はそれに対する政策的・教育的対処を迫られることになる。そのような対応が制度化される20世紀初頭になると、総称としての特殊学級という名称が必要となってくるのである。

しかし、特殊学級開設の経緯は必ずしも一様ではなく、創設前から確立された学級構想が統一的にあったわけでもなかった。また特殊学級は、障害や逸脱の種類により、あるいは設置時期や人口等の社会的背景によって、開設の理念と運営には差異があり、試行錯誤的な対応がなされたといってよいが[2]、州当局が管轄する精神薄弱学校等の寄宿制・収容制の障害児の教育・訓練機関（residential schools or institutions）が設置されていなかった州では、障害児に対する専門的教育機関は、特殊学級として公立学校のなかに初めて出現したのである。

しかしながら、特殊学級の全体像はもちろん、正確な数的推移も、機能の実態とその変化も、部分的にしか明らかになっていない現段階において、一挙に全国的な特殊学級の調査・研究は困難である。それゆえ、19世紀末のアメリカ特殊学級史の最初期から特殊学級が整備される段階まで、ある程度資料的な裏づけが可能な都市を事例的に選択して、特殊学級の創始から展開・変容までを検討し、それを蓄積していくことが、差し当たり研究手続きとして必要な状況である。

(3) 研究の対象と目的

小論では20世紀転換期のオハイオ州クリーブランド市公立学校を舞台にして、心身や行動の逸脱の発生と対処に焦点を当てて、特殊学級がいかなる意図で成立し、いかなる様相を示して展開されたのか、その意味は何かについて検討する。本研究で対象とする都市は、オハイオ州有数の都市、州北部に位置するクリーブランドである。同市はアメリカの大都市にみられる公立学校の発展過程を示す典型的な都市であった。産業の発展、人口の急増、移民の流入という背景の下、良質の労働力の育成と社会の秩序維持というプログレッシブの唱導により、クリーブランド公立学校の改善が行われた（Randall）。1915年にクリーブランド財団（the Cleveland Foundation）調査委員会が、25に及ぶクリーブランドの学校・教育調査[3]を行ったのはその一環である。

クリーブランドは、公立学校特殊学級の創設と展開においてもアメリカ国内で主要な位置を占めている。19世紀末から20世紀初めにかけて、障害児のみに限定されない広範な種類の特殊学級が開設されたが、なかでも視覚障害や肢体不自由の特殊学級は全米をリードすることに

NII-Electronic Library Service

Association of Disability Sciences, Japan

なる。上記のクリーブランド財団による公立学校調査の一つは、「特殊児童の学校と学級」に関してであった(Mitchell; Merrill, p.68)。1920年代には、クリーブランドの特殊教育の範囲は、感覚障害および病弱、境界線級から英才、英語未修得、過齢、非行等を対象とし、早期適応のための職業教育にまで及んでいた。

なお、小論は歴史的研究であるために、精神薄弱等の歴史的表現を用いている。

2．クリーブランド公立学校の数的拡大と「アメリカ」化への統制

(1) クリーブランド公立学校における就学者数の増加と就学義務の強化

クリーブランドは、人口が19世紀末から劇的に増加したことで(表1)、公立学校制度もまた、その機能とプログラムの設置に対して大きな影響を受けた。とりわけ1900年代には、各種の特殊学級またはそれに類する教育組織を設置した(表2)。最初の特殊学級が設置されたのは州就

表1　クリーブランド市の人口推移（1870-1930）

年	1870	1880	1890	1900	1910	1920	1930
人口	92,829人	160,146	261,353	381,768	560,663	796,841	900,429

http://physics.bu.edu/~redner/projects/population/cities/cleveland.html

表2　クリーブランド公立学校における特殊学級の開設（1910年代まで）

1876	非区分学校創設
1893	通学制聾学校開設（校名は1923年まで Day School for the Deaf、それ以降はAlexander Graham Bell School）。学業不振学級、20学級開設（Mitchell, p.11)
1898	オハイオ州議会、都市教育委員会に対して聾学校運営のための補助開始。これ以降、細部において修正
1901	クリーブランドに移民子弟を対象とする移民児童学級を初めて試行的に設置。1914－15年度までに18学級、404人に拡大（Mitchell, p.13)
1904	クリーブランドに精神薄弱特殊学級開設
1907	てんかん学級を創設、10人が在籍。1914－15年度では11人が在籍したが、その大半は移民で来米したばかりの子どもで、4人だけがてんかん児、7人は「非区分」児（Mitchell, p.13)。
1908	肢体不自由学校創設。1914－15年度で90名在籍
1909	盲学級開設。1914－15年度で48人が在籍。初等職業学校創設。8歳以上で6学年になった学業に遅れのない子どもが対象だが、学業不振の子どもが本校の重荷となっている。1914－15年度で232人が在籍（Mitchell, p.14)
1910	戸外学級を開設。1915年春に8学級、218人が在籍（Mitchell, p.15)
1913	視力保存学級開設
1917	トラコーマ学級開設

出典：Cleveland Public Schools, Annual Report of the Board of Education ；Mitchell

NII-Electronic Library Service

Association of Disability Sciences, Japan

学義務法が1877年に実施される前年の1876年であり、クリーブランドの人口が増加しはじめる始点に近く、クリーブランドの人口のピークであった1925年時点では、初等学校とジュニア・ハイ・スクールから構成される特殊学校は、聾学校のほかに、肢体不自由、結核、トラコーマに加えて、職業関係が２校、矯正関係が男子２校、女子２校の計11校が設置された。初等学校特殊学級は、盲、視力保存、言語矯正、境界線－好機(opportunity)、外国人、高ＩＱ－英才、精神薄弱、戸外、過齢、就学前の各学級が、ジュニア・ハイ・スクールの特殊学級では、盲、視力保存、職業、過齢、第７・８学年混合の学級が設置されている(91st AR, 1928, p.15-16)。[4)] クリーブランドの特殊学級等の特徴は、国内で公立学校制度が確立した時期に設置されたことと学級の整備と質の高さにあったが、同時に、一部の特殊学級ではいわゆる dumping と推測される現象もみられた(むすび参照)。

19世紀末のクリーブランド公立学校は、就学者数の増加と就学期間の長期化が顕著にみられた(表３、表４)。この変化は、人口の増加に伴う学齢者の増加によるものではあったが、公立学校制度が専任の係官を配置して怠学を取り締まり、公立学校への就学を督促することによっても生じた現象であった。また、しだいにハイ・スクール段階への進学者の割合の増加(表７参照)と日々平均通学数の向上も進行し、公立学校への就学者の増加という量的側面だけでなく、公立学校における在学および通学期間の長期化という質的な改善もみられるようになる。

このような動向は、就学者を教区学校や私立学校から徐々に公立学校に集中させる市教育委

表３　学童推定数と学籍登録数および割合の推移（1892-1904）

年	1892	1893	1894	1895	1900	1901	1902	1903	1904
学童推定数	82,966人	84,958	87,887	91,453	106,543	109,047	110,027	112,785	114,522
登　録　数	39,813人	41,953	44,002	48,576	58,105	59,635	60,560	62,874	66,526
登録の割合	48%	49.3	50	53.1	54	54.6	55	55.7	58

59th Annual Report (1895), p.35; 68th Annual Report (1904), p.79-80.

表４　通年通学者の割合の推移（1875-1902）

年	1875	1876	1877	1878	1879	1880	1881	1882	1883	1884	1885	1886	1887
通年通学者の割合	26.7%	27.0	29.8	32.9	25.2	30.0	26.9	29.6	30.6	30.8	29.9	30.9	29.4
年	1890	1891	1892	1893	1894	1895	1896	1897	1898	1899	1900	1901	1902
通年通学者の割合	26.9	36.6	33.7	36.6	37.5	35.2	41.1	43.8	40.0	42.4	40.6	39.6	41.8

59th Annual Report (1895), p.35; 68th Annual Report (1904), p.79-80.

表５　登録者に占める公立学校等の在籍者の割合

年	1870	1874	1878	1882	1886	1891	1895
公立学校	39.4%	38.4	42.3	40.7	44.1	47.4	53.1
教区学校	18.6%	16.8	18.2	18.0	18.2	?	?
私立学校	4.3%	2.8	2.9	2.4	3.2	?	?

51st Annual Report, p.35; 57th Annual Report, p.30; 59th Annual Report, p.35.

NII-Electronic Library Service

Association of Disability Sciences, Japan

員会の方針によって、より効果を上げることができた。就学者の設置形態別における公立学校就学者の割合に示されるように(表5)、教区学校への就学者の割合は18-19%台を維持するものの、私立学校への就学者は4%台から2%台へ減じている。しかし、公立学校への就学者総数が増加することで、公立学校への就学者数は17年間で倍増するほどの勢いであった(1870年29,517人、1887年64,550人)。

公立学校への就学者の割合と数が増加することは、公立学校教育の政策がクリーブランド社会にとって、より重要な位置を占めるようになったことを意味する。つぎに述べるように、教育委員会の努力が単純な就学機会の拡大ではなく、公立学校の秩序を一定の方向に確立することに向けられたのは、そのような政策の成果の一例であった。

(2) 公立学校振興策の趣旨としてのアメリカ化

就学督促と公立学校中心というクリーブランド市教育委員会による、公立学校への就学者増加策のねらいはどこにあったのであろうか。オハイオ州就学義務法は、身体または精神の能力に欠ける子ども以外の[5] 8－14歳の子どもに対して、公立学校または私立学校に年20週以上通学し、うち10週は連続して通学することを義務づけていた。また、英語の読み書きができない14歳以上、16歳未満の子どもには通常の英文が書けるような教育を要求していた。1890年の州法改正により、8－16歳の子どもの通年通学が義務づけられており、実際に怠学係官1人による調査・訪問・告訴が実施されていた。また、14歳以下の子どもの雇用は基本的に法律違反であり、保護者と雇用主に対する罰則規定があった(56th Annual Report, 1891, p.81-82)。

このような公立学校への強力な就学督促は、「学校が生産するものは精神と性格であり、よき市民の礎石」(53rd AR, 1889, p.99)であり、「教育が『聡明な市民に不可欠』」(57th AR, 1893, p.23)であるという、いわば伝統的な市民教育に関する信念に基づいていた。しかしこのような方針の対象と具体的な内容を分析すれば、聡明な良き市民やその礎石の実体が明らかとなる。

1891年には、州就学義務法の趣旨が英語の習得であり、英語による読み書き算数とアメリカ合衆国史であることが教育長により示唆されていた(55th AR, 1891, p.82)。またクリーブランド市教育委員会は、通常の公立学校プログラム以外にも夜間学校を開設して成人の移民に読み書き算だけでなくアメリカ史を教育したり(57th AR, 1893, p.75)、コロンブスの日等の行事を利用したりして(57th AR, 1893, p.77)、移民に対してアメリカへの帰属意識を高める努力をしていた。これらのことから、クリーブランド公立学校における聡明な良き市民やその礎石形成のための教育とは、基礎学力の形成や社会適応のための教育だけではなく、Americanizationという同化も目的に含まれていたといえよう。また、1870年以後にクリーブランドに居住した外国人が東欧・南欧から流入したいわゆる新移民であった(Miller & Wheeler, 1990, p.82-83)ことを考えれば、Americanizationの対象は、良きアメリカ市民としての精神・性格を育成するための伝統的な教育信念とそれに基づく育成環境に欠ける新移民であり、それは、成人学級や夜間学校にみられるように学齢の移民だけに限定されたのではなかった。

そのようなクリーブランド市教育委員会の努力にもかかわらず、同化政策の主対象である貧しい外国人居住区では、1910年代初めにおいても女子生徒に対する教育不要論が堅固であった。それに対して、市教育委員会が、20歳までに結婚した移民女子子弟に対して継続学校(continuation school)で行うべきであるとした教育内容には、主婦の教養としての家庭科だけでなく、移民女子がアメリカで生んだ子どもたちに対するアメリカの習慣・風習の指導も明記されている(76th AR, 1912, p.12-13)。このことは、移民およびその子弟に対するアメリカ社会への同化が、1910年代初めにおいてもクリーブランド公立学校教育の課題として教育委員会によって認識されていたことを示唆する。

NII-Electronic Library Service

Association of Disability Sciences, Japan

3．怠学問題と学業不振・行動の逸脱への萌芽的対応としての「非区分学校」(1876) および収容制矯正学校の開設

(1)「非区分学校」の創設

「記録しておくのに値するできごと」として報告された「非区分学校(unclassified school)」は、1876年3月、市内東地区(east side)に開設された混合学年の学校であった(40th AR, 1876, p.105)。本校は、公立学校における規律や秩序における「問題」がどのように分化していくのか、そしてそれが障害、とくに精神薄弱と結びつき、いくつかの特殊学級・特殊学校に分類されていくのかを示す好個の事例である。

それでは、この学校の何が、記録しておくのに値するほど画期的であったのだろうか。まず「非区分学校」の対象であるが、それは、教区学校・私立学校・公立学校に通学せず街頭をうろついている男子生徒であった。また、公立学校に就学はしているが「その影響が級友に有害」であったり、「適切な学校活動を乱したり、妨げたりする」少数(1893年で49人。57th AR, 1893, p.74)の男子生徒であり、通常の「規律の手段によっても矯正できない(incorrigible)」生徒であった。「非区分」とは、初等段階[6]の学年所属の区分をしない混合学年であったが、行動と学業における問題を区別しないで入学の対象にするということでもあった。したがって本校は、行動または(および)学業において顕著な逸脱を示した多様な生徒に対する学校であった。

それでは、この非区分学校の対象となる生徒はどの程度の数が想定されていたのであろうか。教育委員会が想定している本校の対象者は、就学していない怠学・不就学の子どもと就学しているが学校運営に妨げになる子どもの二種類に分けられる。前者の子どもがどのような状態にあるのかを推定してみよう。1894年の怠学担当官報告によれば、怠学調査件数は2,206件であり、その内訳は表6の通りであった(58th AR, 1894, p.189)。

このなかで教育委員会が問題にしているのは、全件数のほとんどを占める「怠学または不就学」関連件数であり、彼らに対して家庭訪問と警告書によって就学を督促している。それと同時に、矯正困難な生徒は州立矯正学校に、就学督促に応じないケースでは裁判所に提訴するというように、矯正可能群は説得(2,071件)と法的措置(33件)による公立学校への復帰、矯正

表6　クリーブランド公立学校怠学調査(1894)

14歳で就労のため退学	36人
市外へ転居	29
身体的または精神的に就学する資格がない	5
家庭がない	13
家族が貧困のため就労	12
学校へ就学させるため親を告訴	8
学校へ就学させるため非行者（生徒）を告訴	25
怠学と犯罪のため州立矯正学校へ委託	7
怠学または不就学と判明し、学校へ復帰させる	2,071
合　　計	2,206

58th Annual Report, 1894, p.189.

NII-Electronic Library Service

Association of Disability Sciences, Japan

困難な者は矯正機関への移送（7件）による公立学校からの排除というように、問題別に方法を使い分けている。1894年の公立学校初等課程登録者数41,514人のうち、15,568人が通年通学者になるから（表4および7参照。59th AR, 1895, p.35）、その中の約13%を占める常習的な怠学者または不就学者への対処は、教育委員会にとって義務教育制度運営上必要な課題であったし、まもなく述べるように一般の教師と生徒にとって効果もあった。

より重度の非行児の送致先である州立矯正学校への措置は7人と少数であったが、それは、対象児が極限されていたからではないようである。非区分学校を創設した1876年にすでに、第2学区担当の教育次長は、市内西地区（West Side）にも同種の学校増設を勧告している（40th AR, 1876, p.105-106, 145-146）。このことは、非区分学校の教育的効果に対する期待が大きかったことを示すとともに、過密であった州立矯正機関の代替またはそれよりも程度の軽い非行生徒の矯正機関としての性格も付与されていることを示している。

教育委員会が問題にしている第二のグループである、就学してはいるが学校運営の妨げになる子どもは、数的には上述のように1893年で49人と少数であった。教育委員会はなぜ、このように少数の生徒への対処を課題と認識したのであろうか。それは、少数とはいえ、周囲の生徒を堕落させる力があるこれらの生徒に費やされる「教師の時間とエネルギー」と「年少児や弱い子ども」に対する彼らの「横暴な習慣や暴力的な気質」は、公立学校が効果をあげるうえで無視できない問題であったからであった。そのため、非区分学校にこれらの生徒を移すことで、教師の時間とエネルギーを一般の生徒に与え、年少児と弱い子どもを彼らから保護することが、本校開設の目的であった。

公立学校における規律の水準について、非区分学校を開設して約10年後の1880年代末には、教育長は完全な満足感を表明している。それにもかかわらず、教育長は「矯正できない生徒にしばしば遭遇する」ことに言及している。そして、説諭または懲戒等の指示を依頼する照会書類の様式[7]が規定されたことは、該当する生徒がある程度存在していたことを示唆する。生徒の規律に問題があるか否かの基準は、もっぱら教員からみた評価と改善に基づく、他の生徒に対する有害性であった（53rd AR, 1889, p.99-100）。

クリーブランド市教育委員会は、一方で学校における規律化と秩序維持を強化するとともに、他方で義務教育を促進し、怠学防止を強力に進めることになる。1891年度における怠学770件のうち、生徒の自宅訪問は762件あり、初めて学校に就学した生徒数は126件、街頭等から自宅に戻された生徒は131件、州立矯正機関に措置された者が26件、怠学生徒の雇用者数が53件、告訴32件であった（55th AR, 1891, p.82）。このことは、親と雇用者に対する義務教育の意義の周知徹底と実行、悪質なケースに対する法的・矯正的措置によって、公立学校の規律化の促進が図られたことを意味する。それを示唆するのは、怠学立件数の増加であり、1893年には1,236件、1894年には2,242件へと急増している（57th AR, 1893, p.23；58th AR, 1894, p.18）。

それでは非区分学校は、通常の公立学校機能を保護し、問題の生徒を排除することだけを考えていたのであろうか。教育委員会は、本校の教育的意味や問題生徒の背景等も認識はしていたのである。教育委員会は、通常の公立学校から彼らを排除して本校に集中することを本校の本旨とはしておらず、彼らを学校から放逐し、街頭に追いやることは最悪の手段であると考えた。問題のある生徒すべてを学校と教育から排除することが義務教育の空洞化を招くことは論理的必然であったから、教育委員会が自ら、学校教育の義務化とその社会的役割を遂行していくうえで、学校教育の効力の例外を設けることは政策遂行上望ましくなかったのである。

また、興味あることに、クリーブランド市教育委員会は、怠学生徒に対する学校からの排除という措置がスティグマを付与することも認識

NII-Electronic Library Service

Association of Disability Sciences, Japan

していた。というのは、“unclassified school”という実体が掴みにくい学校の名称について、「できるだけ不快な名称にしない」(40th AR, 1876, p.105) ことを教育長が意図したうえので選択であったからである。

それではこのような委員会の意図は、どの程度実体化されていたのであろうか。それには、伝統的な規律維持の方法としての体罰に対する評価からみていく必要がある。1890年代末、教育長は体罰を3年前に廃止しているが、実際にはかなり前から行われていないし、教師自身自ら体罰を止めていたことを明言している。ところが、1890年代前半の非区分学校に関する報告では、体罰が以前は許されていて、一部の学校ではひどい体罰がしばしば行われていたが、1892年12月からは止めているとしている。

重要なことは、そのような低レベルの規律状態が、非区分学校における指導の環境あるいは条件と連動していたことであろう。元来、本校の趣旨は、対象の生徒をより獣的にしたり、堕落させたりするのではなく、彼らの徳性を喚起し、将来の利益と自尊心に訴えて、規律問題が改善されれば通常学校に復帰させることにあった。にもかかわらず、本校は現実には教室が劣悪な状態で荒れ果てており、理想的な男子教員像としての「頼りになる男らしくタクトにあふれた」教師が不足している現実のもとでは、本校は「単なる拘留や懲罰の場」に陥っていて、状況の改善も困難であったのである。翌年も教育長は、本校の状態は「まったく満足できない」と評価した。約20年間続いた通学制非区分学校では、スティグマの回避は達成できず、教育効果も上がらなかったのである。それゆえ、教育長は1894年度には本校を5校から3校に減らす方針を示し(57th AR, 1893, p.74-75; 58th AR, 1894, p.79-80)、新しい政策に転換する。

教育長は非区分学校の失敗の原因として劣悪な指導条件を指摘するとともに、怠学生徒が発生する背景として家庭環境に問題があることを指摘している(40th AR, 1876, p.106)。しかし、シカゴで見られたような社会事業的アプローチによる改善についてはとくに言及していない。

(2) 寄宿制矯正学校への転換と精神薄弱の発見

こうしてクリーブランド市教育委員会教育長は、1894年、矯正困難な男子生徒に対する対策について、これまでの短時間の通学制ではなく、寄宿制の非区分矯正学校を創設することを提案した。この学校は、刑罰的でない寄宿制の矯正教育機関であり、監督・訓練・教育を家庭に代わって身支度から衣服・食事まで教育することにより、公立学校の良き秩序をこの矯正学校においても維持しようとしたのである(58th AR, 1894, p.79-80)。この方針は、「有用な仕事の指導と市民としての訓練」という目的が追加されて、教育委員会によっても「遅滞なく直ちに実施すべき」こととして支持された(59th AR, 1895, p.22-23)。

教育長は、通学制非区分矯正学校によるこれまでの教育では対象生徒に悪習を習得させ、犯罪者に訓練するようなものであるとして、具体的な改善案を実施した。第一に、教員配置を改め、これまでの3校、男子教員各1名配置から2校、男女教員各1名配置へとし、高い資質をもつ教員とした。第二に、行動に問題がない生徒には、完全寄宿ではなく自宅に戻って夕食をとることを報酬として認めた。第三に、通常の公立学校への復帰と社会における調和的生活の実現を目標とした。教師の任務は、通常学校への復帰と良き市民としての資格の芽を生徒において育成することであり、社会に対する彼らの敵対心を解消し、社会との協力心を育成することであった。したがって、教師に求められたのは、「体罰ではなく真実の指導」であった(59th AR, 1895, p.71-74)。

それでは、寄宿制非区分矯正学校の成果は上がったのであろうか。20世紀に入って、就学者の増加に伴って東地区は登録生徒数107、教員数3、西地区は登録生徒数46、教員数は2に増加したが、実際に本校で教育をうける生徒数である日々平均通学数は東地区37人、西地区15人に過ぎなかった(68th AR, 1904, p.78)。要するに、肝心の収容対象となるべき生徒が学校に入

NII-Electronic Library Service

Association of Disability Sciences, Japan

学しなかったのであろうと思われる。教育長の下層家庭に対する懸念は、次のように20世紀初めになってむしろ増幅していたにもかかわらず、教育委員会による対応策は実効性に乏しかったのである。

> 最も頑強な怠学のケースは男女を問わず、親が街頭を徘徊することを許しており、子どもに対する親の務めを果たしていない。その結果、子どもたちは親に対する愛と尊敬を失って自宅を離れ、野宿するようになり、まもなく、荒々しく訓練の欠如した野生の動物のようになる（68th AR, 1904, p.93）。

1910年代に入ると、本校の対象生徒の本質にとって重要な問題が解明される。それは、矯正困難の大きな部分の理由について解明の手がかりが得られたということであった。1911-12年度には本校の在籍数は285人に急増した。教育長は、多くの生徒が遵法的な生徒になって学区に戻ったこと、14歳になって多くの生徒が就労許可証を得て退学したこと、矯正がより困難な少数の生徒が州立矯正機関に送られたことを成果として指摘しているが、285人のうちからおそらくこれらの退学者を除いた男子生徒131人が、ビネーシモン知能尺度によって精神薄弱（defective）であることが判明したのである。このことについて、教育長は「（矯正困難な多数の生徒の存在という－引用者）われわれの状態の説明に手がかりとなる発見」であると高く評価した（77th AR, 1912, p.10）。

しかし矯正困難な多数の生徒が存在し続けたことは、事態が好転していなかったものと思われる。というのは、怠学における非行関連の記述には変化がなかったからである。1904年の怠学担当官報告によれば、非行生徒の家庭訪問の延べ数が12,254回、非行生徒に対する書面での通知が2,579件、少年裁判所に召喚された生徒数が249人、州立・市立の矯正機関への入所が40人であった（68th AR, 1904, p.92）。このような事態にあって、非行生徒における精神薄弱児の存在は、非行原因の説明と非行者の措置においては、一時的にせよたしかに光明を与えるものであった。

怠学担当官は、怠学＝非行対策の具体策として、16歳以下の子どもに対する就労許可証である「年齢・学校教育証明書」が有効であるとする。この証明書の発行申請には、子ども自身が記入することが必要であった。そのため、この証明書はほとんど教育を受けていない生徒には簡便な英語のテストになっていたのである。そこで怠学担当官は、この許可書記載の水準を、簡単な書類作成力ではなく、生活上必要な知識と技術を得る程度まで高めれば、就労を必要とする生徒はそのような教育を必要とするために、公立学校に戻ってくるというのである（68th AR, 1904, p.95）。

しかし新たな問題も発生する。公共市場の近くの不潔な場所に多数の子どもが生活していることが判明した。彼らは荒々しく堕落していたから、通常の学校に入学させることは不可能と考えられたので、これらの30-40人を対象とする特別学校（an exceptional schoolとも表記されている）を設置した。彼らは一言も英語を話せず、文字もほとんど知らず、学校の規律も及ばなかった。落胆する日々が続いた後に、彼らは読み書きができるようになっただけでなく、従順にかつ反応を示すようになり、情緒的な改善も見られた。また、愛国歌も学び、その言葉や音楽によって感情も動くようになった。その結果、教育長は、このような状況が続けば、彼らの大半は尊敬すべき市民になるであろうし、このような教育の機会がなければ、社会の平穏と安全の脅威となったであろうと評価している（58th AR, 1894, p.81-82）。教育長は、公立学校教育の可能性を、移民、教育の機会と工夫、識字教育、社会適応力および同化と対照させて例示するのであるが、当然のことながらその可能性は、重度の矯正困難生徒は州立施設に送られたように無限定ではない。精神薄弱の生徒に対しても、公立学校教育の可能性の適用対象か否かは、いずれ提示されることになる。

4.「落第生」への言及（1894）と「学業不振」および「精神薄弱」に分化した特別な事業の

NII-Electronic Library Service

Association of Disability Sciences, Japan

開始（1903）

（1）落第生徒に対する新しい計画

以上のように、行動と心身における逸脱のうち、怠学問題における非行はクリーブランド公立学校の公式報告において早くも19世紀第4四半期から問題として取り上げられ、試行錯誤的な対応が実施されてきたが、生徒間における能力や学力の差異とその関連問題が言及されるのは、19世紀末になってからである。それは、1894年、教育長報告において「落第生徒（slow pupils）に対する新しい計画」として提案される（58th AR, 1894, p.69-75）。“slow pupils”は学業不振による落第生徒であった。落第を課程制の学年別学校における古典的問題とみるクリーブランド市教育長は、1892年12月から、試験によらず教師の判断に基づく新しい進級制度を導入していた。

この制度のもとでは、進級できなかった生徒は、上級学年の教室には入るが、その学年の正規メンバーとはならず、彼らだけで集団を編成し、下の学年の上級部を形成した。教師はこの集団に特別な配慮をして、落第した上級学年の学業についていける努力を払った。他方でこの上級部の学業についていける下級学年のなかで学業が進んだ生徒は上級部に移される。

この計画の成果はつぎのようなものであった。

- 落第者5,285人のうち、1,939人が上級部在籍から正規に上級学年に年度内に進級した。
- 666人は上級部で勉強しても有益でないことが分かったので、下の学年に「降格」となった。
- 残りの者は年度末に上級学年に進級したが、160人は再度同じ学年の上級部に留まり、数百人は学校を去った。

重要なことは、5千人を超える落第者の進級を妨げる原因が調査されたことである。1,600人の原因は不規則な通学によると推定された。うち1,006人は病気、484人は親の無関心、110人は貧困であった。精神薄弱によると推定されたのは95人、聾や近視等の身体欠陥は163人だった。学業に専念する力が欠けているために他の生徒よりも学業が遅れた生徒は1,994人、準備不足のための遅れが892人、未成熟ゆえの遅れが721人であった。

こうして1890年代半ばには、落第あるいは学業不振の原因が追究され、分析が加えられた。学業不振等の原因には、身体欠陥と病気や精神薄弱があることが認識されるとともに、子どもの原因以外に環境的な原因があることが教育委員会において問題意識として成立していたのである。

（2）学業不振児学級における個別的指導と知能検査の導入

1903年春に、20以上の校舎にパートタイムの学業不振児学級が設置され、同年度内のみ維持された。対象生徒は、学業不振と病気その他の理由で学業が遅れた生徒であった。担当者として選抜された教員は学年が異なる15人以下の生徒集団を受け持って、生徒の不得意教科を個別的に指導した。生徒は、自分の学校にも場をもち、通常の学級に参加した。その結果、これら生徒の知的能力は目覚めて、向上心も覚醒し、それまで分からなかった事柄を理解しはじめたという。

教育長は、学業不振生徒に対する小集団での指導はつぎの三つの成果があったと主張する（68th AR, 1904, p.37-38）。

① 多くの生徒は進級することができて、学校での時間を節約することができた。

② 生徒は自分の知的能力をおそらく初めて意識し、自信をもつようになり、その結果、自恃心をもつようになった。これは、より重要で、貴重な成果であった。

③ 自分の考えを他者に表現する勇気と力を得た。これが成功したのは、校長の協力と優秀な教員の選抜、親の支持があったからであった。

学業不振児学級では、多くの生徒で成果が上がったというだけで詳細は不明であるが、成果が上がらなかった生徒もいたはずであり、そのなかに学習全体において永続的に学業不振の子ども、すなわち精神薄弱児が含まれていたであ

NII-Electronic Library Service

Association of Disability Sciences, Japan

ろうと思われる。その意味では、学業不振児の学級が精神薄弱特殊学級の源であるともいえる。その結果、翌年の1905年度には4校に精神薄弱(知的欠陥)学級が開設され、1学級当たり生徒数の上限は14人に設定された。教員4人のうち2人は州立精神薄弱施設から選抜された。年度内に延べ58人が在籍し、少数の生徒は通常学級に復帰した。特殊学級での指導によって精神薄弱児は「顕著な進歩」を示したが、それは「親や教師が可能と考えていたよりも大きな能力と知的力を示した」ために、翌年度はさらに4校に特殊学級が開設され、新たに州立精神薄弱施設から4人の教員を雇用した(69th AR, 1905, p.82-83)。

1911-12年度の教育長報告では、1,281人の選択された子どもにビネーシモン知能尺度による検査を行った結果が、下記のように報告されている(76th AR, 1912, p.5-6)。この1,281人の生徒がどのように選抜されたのかについての記述はないが、結果から考えて、各公立学校の学業不振児からの選抜であったと思われる。

白痴と低い痴愚(40)　中度と高い痴愚(140)
低い程度と中度の魯鈍(267)
高い程度の魯鈍(22)　3年の学業の遅れ(281)
2年の学業の遅れ(275)
1年の学業の遅れ(213)　正常(41)
正常以上(2)

注目されるのは、これら生徒の措置であった。このうち131人は男子学校(非区分学校)、275人は市内中に設置されている特殊学級に措置された。それ以外の大多数は元の学業不振学級に残ることになった。以上の学校と学級は、運営上、特殊学校という総称が与えられていた。

1910年代前半になると、教育長の認識では、精神薄弱特殊学級の価値が、全体として認識されるようになっているし、彼らを選抜し、隔離し、分類する必要性も十分に理解されている。特殊学級への精神薄弱児の措置は、指導的観点から彼ら本人にも正常児にも有益である。精神欠陥ゆえの学業不振と劣悪な環境ゆえの学業不振を区別したうえで、精神薄弱児は分離した特殊学級で扱うべきであり、より重度の精神薄弱児は通常学校ではなく、州立精神薄弱者施設で世話すべきであった(76th AR, 1912, p.6-7)。

同じ第68教育長年次報告(76th AR, 1912, p.30-31)によると、学業不振(backward)児学校が秋学期に4校、生徒数119人、冬学期に3校、生徒数72人、春学期に2校、生徒数54人となっている。他の障害児の特殊学級は学期ごとの記述はないから、それぞれの学期ごとに学業不振児学校が開設されたものであり、学期ごとの生徒数の減少は、進級したか精神薄弱学級等に移籍した結果であろうと思われる。またこの学業不振児学校以外に、特殊学級よりも重度の生徒を対象としたと思われる精神薄弱(defective)者学校が19校あり、総在籍数275人、教員18人(校長を除く)であった。

5. むすび

クリーブランド市公立学校における行動や心身の逸脱への対応は、19世紀末、人口と学齢者の急増期に規律問題を起こす生徒のための特殊学校という形態で開始された。その意図は、就学義務の実効化と逸脱生徒の社会的脅威化の防止、新移民や社会下層の子弟のアメリカ的同化であり、教育による市民育成であった。この学校は、顕著な教育効果も部分的に見られたが、伝統的な教育理念に基づく子どもの教育可能性への信頼は普遍化されず、規律維持の手段としての体罰も解消できなかった。1910年代初めに知能検査が導入されるようになると、規律の形成と維持の困難の原因としての精神薄弱に対する着目が科学的根拠を獲得した。公立学校側では、学業の遅れは精神欠陥だけでなく境遇や環境によっても生じること、そしてその正確な診断は困難なこと、専門の教師が必要であることが認識されるものの、新しい形態の教育的処遇は分離的であるべきこと、より重度の精神薄弱児は特殊学級における学校教育の対象外で精神薄弱者施設対象であることも確信されたのである(76th AR, 1912, p.6-7)。

他方で、19世紀末には課程制学年別学校のシ

NII-Electronic Library Service

Association of Disability Sciences, Japan

ステムにおいて発生した多数の落第者のなかに、精神薄弱を始めとする障害児が存在することが確認された。1910年代初めに学業不振児に対する知能検査が行われ、その原因として精神薄弱が同定された。こうしてこの時期において、規律維持の困難と学業不振は、知能検査の導入により、精神薄弱において交差することになった。しかしながらこの知見は、教育的ニーズに対応した教育的措置には必ずしも結びつかず、多くの子どもは、非区分学校や学業不振児学級と称された、ニーズの異なる機関に措置されることでdumpingが生じたのである。公立学校教育の周縁におかれていた子どもが、教育のニーズが異なるにもかかわらず特殊学級に措置されたことは、表2の1907年の項目で示唆される。1907年設置のてんかん学級の生徒数の減少は1914-15年度には11名に回復するのであるが、元来の対象であるてんかん児は4名に過ぎず、残りの7名は、国外から移住してきたばかりの行動・学業の面で問題になった生徒（the unclassified）であったからである（Mitchell, p.13）。

しかしこの背景には、人口増＝学齢者増、資金難、学校・教室の不足、教育環境の悪化等も無視できない。その困難を象徴的に示唆するのは、登録者割合の漸増に対応していない通年通学者の割合の停滞である（表4）。人口増に伴う学齢人口増、学校と教室の増設と教員数の増員、より個別的な対応の必要に対して、教員一人当たり担当児数の増加、教員の質量の問題、社会的・衛生的環境の劣化等の必要にもかかわらず財源難により改善・対応は困難であったし、クリーブランド市教育委員会には、他にも財源を割かなければならない政策課題が山積していたのである。

註

1）この問題意識は，岡らによるつぎの論文と共有する．岡典子・佐々木順二・木村素子・趙源逸・米田宏樹・中村満紀男（2006）20世紀アメリカ合衆国の公立学校特殊学級における統合と排除の両義的展開とインクルーシブ教育の源泉－序説．心身障害学研究，30，p.113-127.

2）たとえば1869年，ボストンに公立学校制度内最初の通学制聾学校が創設されるが，その創設の趣旨は，州内に設置されて間もない寄宿制聾学校1校（クラーク校）では代替できない量的な教育需要への対応、通学制と口話法の唱導であった．これに対して，同じ系譜の聾学校でも，中西部のシカゴ（1875年創設）およびクリーブランド（1893年創設）の通学制聾学校は州立聾学校では充足できない聾児の教育需要への対応を創設趣旨としながら、創設時の言語指導法は手話法を採用していた（シカゴ校については木村参照）．

3）Merrill（1916），p.68．なお，文部省が大正9（1919）年2月に刊行した「時局に関する教育資料」第29輯のほぼ半分の量は，クリーブランドの学校調査の翻訳に充てられている．

4）なお時期によって，特殊学校・学級の種類は異なった．これらの夏期学校もあった．

5）身体的または精神的無能力ゆえの公立学校からの排除について，断片的な資料はある．怠学担当官報告には，怠学者のうちで精神的または身体的に資格がないことが判明した数として13人をあげている．また，精神薄弱者施設への引き渡しが1人ある（68th AR, 1904, p.92）。なお、表6の5人の就学免除者も参照．

6）クリーブランド公立学校は，初等課程が8学年，ハイ・スクール課程が4年だった．14歳という義務教育終了年齢を考えれば，非区分学校の対象児は，グラマースクール段階が中心であったと思われる．

7）照会様式は以下の通りである（53rd AR, 1893, p.101）．

表7　クリーブランド公立学校登録生徒数

	初等課程								ハイ・スクール課程				師範学校
学年	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	
1893－94	9422人	7123	6881	5990	4594	3509	2208	1787	987	586	361	308	?
1894－95	9976人	7103	7185	6890	5552	3922	2891	1912	1338	734	441	340	231

59th Annual Report, 1895, p.35.

NII-Electronic Library Service

Association of Disability Sciences, Japan

付託報告書

生徒氏名　　年齢

親の氏名と住所

学校名　　日付

この付託を行う教師は、つぎの質問に対する回答を添付してください。

1．学校内外での生徒の行状は全体に良好ですか、悪いですか、普通ですか。
2．あなたが訴えている不品行について生徒の親に連絡しましたか。もし連絡をしたなら、親の答えはどのようなものでしたか。
3．この問題を親に連絡する前にどのような処置をとりましたか。
4．あなたは、この生徒を矯正困難と考えますか、それとも実際にコントロールできないと考えますか。
5．登下校中における生徒の行状に対して、これまで申し立てをしたことがありますか。もししたことがあるなら、その申し立てはどのようなものでしたか。

特記事項

6．生徒が現在付託されているのは、どのような違反ですか。(特記してください)

文　献

Cleveland Public Schools Annual Report the Board of Education. 40th (1877) -59th (1895), 68th (1904) -69th (1905), 74th (1909) -77th (1912).

木村素子（2006）アメリカ合衆国における通学制・聾学校の創設と展開の諸相―19世紀後半から20世紀前半―．心身障害学研究，30，p.175-188.

Merrill, M. A.（1916）Schools and Classes for Exceptional Children. Reviews and Notes. Journal of Psycho-Asthenics, 21(1, 2), p.68-71.

Miller, C. P. and Wheeler, R.（1990）Cleveland, A Concise History, 1796-1990. Indiana University Press, Bloomington and Indianapolis, ID.

Mitchell, D.（1916）Schools and Classes for Exceptional Children. The Survey Committee of the Cleveland Committee of the Cleveland Foundation, Cleveland, OH.

中村満紀男・岡典子（2005）アメリカ合衆国におけるフル・インクルージョン論と障害マイノリティ創出の諸要素―視覚障害と分離の観点から―．心身障害学研究，29，p.17-33.

文部省（1919）時局に関する教育資料.29輯．文部省.

岡典子・佐々木順二・木村素子・趙源逸・米田宏樹・中村満紀男（2006）20世紀アメリカ合衆国の公立学校特殊学級における統合と排除の両義的展開とインクルーシブ教育の源泉―序説．心身障害学研究，30，p.113-127.

Randall, P. B.（1971）The Meaning of Progressivism in Urban School Reform: Cleveland, 1901-1909. Ph.D. Dissertation. UMI, Ann Arbor, MI.

参照URL

http://physics.bu.edu/~redner/projects/population/cities/cleveland.html

――2007. 9. 4 受稿，2007. 11. 20 受理――

NII-Electronic Library Service

Association of Disability Sciences, Japan

J. J. Disa. Sci. 32, 21－34, 2008

Differentiation into Backwardness and Feeble-mindedness of Incorrigibility in the Cleveland Public Schools in the Beginning of the 20th Century

Makio NAKAMURA

In the Cleveland public schools in the beginning of twentieth century, the process of differentiation into backwardness and feeble-mindedness of incorrigibility was examined.

The public school for delinquent children established by the Cleveland Board of Education intended to be more effective Compulsory Law, to prevent from their social threatening, and to be their Americanization. At the beginning of the 1910s, the intelligence testing united feeble-mindedness as both causes of delinquency and backwardness. However, this finding had not always provided these children with the educational setting corresponded to their educational needs.

In this background, there were rapid increase of the school population, the shortage of the schools and the classrooms due to lack funds, and the aggravation of the educational environment and so on in the Cleveland public schools.

Key Words：feeble-minded, delinquency, Cleveland public schools, intelligence testing, beginning of the twentieth century

Graduate School of Comprehensive Human Sciences, University of Tsukuba

NII-Electronic Library Service